

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成31年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合石巻渡波店・薬王堂石巻渡波店
石巻市後生橋1-3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 辰弘
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前8時45分から午後9時45分まで
(変更後) 午前8時から午後9時45分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後10時まで
(変更後) 午前7時45分から午後10時まで
- 4 変更の年月日
平成31年3月1日
- 5 届出年月日
平成31年2月6日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 7 縦覧期間

平成31年2月20日から平成31年6月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。